

刑事施設の運營業務
(美祢社会復帰促進センター運営事業)
民間競争入札実施要項

令和6年3月

法務省

－目次－

1	対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項.....	1
2	実施期間に関する事項.....	4
3	入札参加資格に関する事項.....	4
4	入札に参加する者の募集に関する事項.....	5
5	対象公共サービスを実施しようとする者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項.....	6
6	対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項.....	14
7	民間事業者が使用させることができる国有財産に関する事項.....	14
8	民間事業者が対象公共サービスを実施する場合において適用される法令の特例に関する事項.....	15
9	民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり、国に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他対象公共サービスの適切かつ確実な実施の確保のために契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項.....	15
10	民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を与えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該民間事業者が負うべき責任に関する事項.....	20
11	対象公共サービスに係る第7条第8項に規定する評価に関する事項.....	20
12	その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項.....	20

刑事施設の運営業務（美祢社会復帰促進センター運営事業） 民間競争入札実施要項

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスの提供を実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、国は、公共サービス改革基本方針（令和 4 年 7 月 5 日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された美祢社会復帰促進センター（以下「美祢センター」という。）運営事業に係る業務委託（以下「本業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

1 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項（法第 14 条第 2 項第 1 号）

（1）対象公共サービスの詳細な内容

ア 対象施設の概要

対象施設は、美祢センターである（別紙 1 参照）。

イ 収容定員の概要

収容定員は 1,296 名とする。詳細は、別冊「美祢社会復帰促進センター運営業務に係る業務委託要求水準書」（以下「別冊要求水準書」という。）を参照のこと。

ウ 業務の対象及び内容

「総括マネジメント業務、施設維持管理業務、総務業務、収容関連サービス業務、警備業務、作業業務、教育業務、医療業務、分類事務支援業務」を対象とし、その内容は別冊要求水準書を参照のこと。

（2）対象公共サービスの質の設定

本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守し、信義誠実をもって履行するものとする。

本業務の実施に関して確保されるべき公共サービスの質を確保するため、民間事業者は、別冊要求水準書を遵守すること。ただし、本要求水準は、国が要求する最低限の水準であり、当該水準を上回る水準を確保できる場合には、そのような実施を妨げるものではない。

その他、別紙 2「受刑者に対する釈放時アンケートの実施について（通達）」（平成 18 年 5 月 23 日付け矯成第 3375 号矯正局長通達）別添アンケート用紙における食事、作業、職業訓練、就労支援、教育及び医療の各項目に係るアンケート結果、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年法律第 50 号）第 7 条第 1 項に定める刑事施設視察委員会の意見のうち食事、作業、職業訓練、就労支援、教育及び医療に関する意見に配慮し、業務を実施すること。

(3) 創意工夫の発揮可能性

本事業の実施に当たっては、以下の観点から法令に反しない限り民間事業者の創意工夫を反映し、公共サービスの質の向上に努めるものとする。

ア 法改正に伴う新たな課題の解決に資する提案

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）により、従来の懲役刑及び禁錮刑に代わり拘禁刑が創設されたところであり、受刑者には、改善更生を図るため、必要な作業や指導を行うこととされ、これまで以上に個々の受刑者の特性に応じた柔軟な処遇や社会復帰を見据えた社会により近い環境での処遇が求められる中、D X 等を活用した多種多様なプログラムの実施が求められている。

また、同法により、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年法律第 50 号）に社会復帰支援の実施が掲げられ、被収容者が健全な社会生活を営むために必要な援助策や、満期釈放となった場合でも地域の支援につなげる仕組みが求められている。

そこで、こうした法改正に伴う新たな課題の解決に資する提案を行うこととする。

イ 地域との共生に関する提案

対象施設が所在する美祢市は、同施設を誘致した経緯があり、令和 2 年 2 月に策定した「第 2 期美祢市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「共生がつながり仕事づくり」として、「美祢社会復帰促進センターとの事業連携によるセンター生の社会復帰への支援」を掲げるなど、対象施設を地域の強みとして捉え、地方創生と再犯防止に資する取組を推進している。

こうした状況を踏まえ、対象施設では、これまで、受刑者の改善更生のための各種プログラムに地域課題の解決に資する取組を実施してきた経緯があり、本業務においても、こうした再犯防止と地方創生の双方に資する取組に係る提案、地域住民や多様なプレーヤーに開かれ、多様な個人や組織が対象施設に集まり、交流・対話が促進され、愛着を持って利用される施設とするための提案を行うこととする。また、本業務を通じて各主体がネットワーク化されるなど、地域共生に結びつく工夫についても提案を求めるものとする。

ウ 刑事施設に求められる新たな役割に関する提案

平成 19 年、我が国初めての官民協働刑務所として対象施設が運営を開始し、約 18 年の運営期間の中で、再犯防止に対する社会的要請の高まりなど、刑事施設に求められる役割は変化してきている。また、社会においては、SDG s の観点から脱炭素や環境保全などの社会課題の解決に資する取組が重視されるなど、刑事施設もこうした取組への貢献が求められている。

こうした刑事施設に求められる役割の変化に対応できるよう、これまでになく新たな発想で刑事施設の民間委託を考える必要がある。そのため、本事業においては、全国の刑事施設の先頭に立つ運営を実現するための先進的な取組に係る提案を行うこととする。

(4) 委託費の支払方法

国は、事業期間中の検査・監督を行い、確保すべき水準（提案書に事業者提案があった事項を含む。）が満たされているか確認した上で、委託費を支払う。確保すべき水準が満たされていない場合は、再度業務を行うように指示を行うとともに、民間事業者は、速やかに改善計画書を国に提出することとし、遂行後の確認ができない限り、対価の支払は行わないものとする。検査・監督の結果、質が確保されていない場合は、委託費の減額を行う。

委託費の支払に当たっては、民間事業者は四半期分の業務の完了後、国との間であらかじめ定める書面により四半期分の支払請求を行い、国は、これを受領した日から30日以内に質の達成状況に応じた金額を民間事業者に支払うものとする。なお、契約の締結から業務の開始までの間については、委託費の支払を行わない。

支払に関する詳細を以下に示す。

ア 民間事業者は、本業務において、公共サービスを民間事業者の責任により一体として提供するものであるため、国は、提供される公共サービスを一体のものとして購入し、その対価を一体のものとして本業務の実施期間にわたり原則として平準化して支払うものとする。

イ 国は、令和15年4月を最終回として、四半期ごと、全32回に分けて委託費を支払う。

ウ 委託費のうち、食料費及び健康診断費については四半期ごとの実績に応じ、精算払いで支払う。この場合の食料費は、当該四半期における美祢センター被収容者の延べ収容人員に契約書に定める金額を乗じた額とし、健康診断費は、当該四半期に医療業務に定める健康診断検査等を実施した人員又は回数に契約書に定める金額を乗じた額とする。

エ 国は、実施期間中、9(2)に定める調査及び12(2)に定める監督を行い、質の確保の状況を確認した上で、委託費を支払う。調査・監督の結果、質が確保されていない場合には、別紙3に定める基準に従い委託費の減額措置を講じるほか、9(3)に定める指示を行うことができるものとする。

オ 国は、消費税相当額を委託費と併せて支払う。

(5) 費用負担等に関するその他の留意事項

ア 消耗品等

本業務を実施するに当たり、必要な消耗品等については、全額民間事業者の負担とする。ただし、別添注記事項に記載している消耗品については、国が整備する。

イ 光熱水費

民間事業者が本業務を実施するのに直接必要となる光熱水に係る費用については、国が負担する。

ウ 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により民間事業者に生じた合理的な増加費用及び損害は、以下の①から③までのいずれかに該当する場合には国が負担し、それ以外の法令変更については民間事業者が負担する。

① 本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設

- ② 消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む。）
- ③ 上記①、②のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更を含む。）

2 実施期間に関する事項（法第 14 条第 2 項第 2 号）

本業務の実施期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 15 年 3 月 31 日までとする。

3 入札参加資格に関する事項（法第 14 条第 2 項第 3 号及び第 3 項）

- (1) 法第 15 条において準用する法第 10 条各号（第 11 号を除く。）に該当する者でないこと。
- (2) 法第 33 条の 3 第 2 項各号に該当する者であること。
- (3) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること（なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。）。
- (4) 予決令第 71 条の規定する次のアからオまでのいずれかに該当し、かつ、その事実があつた後 3 年間を経過していない者でないこと（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同じ。）。
 - ア 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - エ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - オ アからエまでのいずれかに該当する事実があつた後 3 年間経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 令和 4・5・6 年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、入札実施地域における「役務の提供等」の A 又は B 等級に格付されている者であること若しくは C 等級に格付されており、本入札と同程度の仕様の契約を履行した実績を証明することができる者であること。
- (6) 5（1）の事業者選定委員会の構成員本人又はこれらの者と資本若しくは人事面において関連のある事業者でないこと。
- (7) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。その証明として、納税証明書（ただし、直近のものに限る。）を提出すること。
- (8) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。その証明として、社会保険料納入確認書等（ただし、直近のものに限る。）を提出すること。
- (9) 入札参加グループの入札について
 - ア 単独で本実施要項に定める業務の内容の全てが担えない場合は、適正に業務を遂行できる入札参加グループで参加することができる。その場合、入札参加資格審査書類提出時までに入札参加グループを結成し、施設維持管理業務のみを受託する企

業以外から代表企業及び代表者を定め、他の者はグループ企業として参加するものとする。なお、同一の入札単位において、代表企業及びグループ企業が、他の入札参加グループに参加、若しくは単独で入札に参加することはできない。また、代表企業及びグループ企業は、入札参加グループ結成に関する協定書（又はこれに類する書類）を作成すること。

イ 代表企業及びグループ企業の全てが上記（１）から（８）の条件を満たすこと。

4 入札に参加する者の募集に関する事項（法第14条第2項第4号）

（１）入札に係るスケジュール（予定）

入札公告	令和6年3月上旬頃
入札公告後の質問受付	令和6年3月上旬頃
質問回答	令和6年3月中旬頃
入札参加資格審査書類の提出期限	令和6年3月中旬頃
入札参加資格の確認結果の通知	令和6年3月中旬頃
※ 入札参加資格を確認できた者に対し、対象施設の設計図面など施設の保安に関する情報が記載された文書の貸与又は閲覧を実施する。	
提案書の提出期限	令和6年3月中旬頃
入札書提出期限・開札及び落札予定者の決定	令和6年3月下旬頃
暴力団排除条項該当性に関する照会	令和6年3月下旬頃
契約の締結	令和6年3月下旬頃
運営開始準備業務の開始	契約締結後
業務の開始	令和7年4月 1日

（２）入札実施手続

本件は、電子調達システムで応札及び入開札までの手続を行うこととし、その詳細については、別途配布する入札説明書に定める。

ア 提出書類

本業務の入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、入札参加資格審査書類、入札価格を記載した書類（以下「入札書」という。）及び総合評価のための本業務実施の具体的な方法、公共サービスの質の確保の方法等に関する書類（以下「提案書」という。）を提出すること。

イ 入札参加資格審査書類

入札参加資格審査書類には、入札参加希望者に係る次の資料を添付する。

（ア）入札参加者の概要に関する資料（会社概要、定款等）

（イ）法第15条において準用する第10条各号（第11号を除く。）に規定する欠格事由の審査に必要な書類

（ウ）令和4・5・6年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、入札実施地域における「役務の提供等」のA又はB等級に格付されている者であること

若しくはC等級に格付されており、本入札と同程度の仕様の契約を履行した実績を証明することができる者であることを証する書類

ウ 提案書

提案書には、5の「対象公共サービスを実施しようとする者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項」に示した各審査項目に対する提案を具体的に記載すること。また、提案書には、提案書の記載内容を証する資料を添付すること。

エ 入札の無効

本実施要項に示した競争参加資格のない者又は入札参加者に求められる義務を履行しない者の提出した入札書及び提案書は無効とする。

オ 入札の延期

入札参加者が連合し又は不穩の挙動をする場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期することがある。

カ 代理人による入札

(ア) 代理人が入札及び開札に参加する場合には、入札書に入札参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印するとともに、入札時まで別途定める様式による委任状を提出しなければならない。

(イ) 入札参加者及びその代理人は、本入札について、他の入札参加者の代理人を兼ねることはできない。

キ 開札に当たっての留意事項

(ア) 開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(イ) 入札参加者及びその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

(ウ) 入札参加者及びその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札担当職員の求めに応じ身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

(エ) 入札参加者及びその代理人は、入札中は、入札執行責任者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

5 対象公共サービスを実施しようとする者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項（法第14条第2項第5号）

本業務を実施する者（以下5において「落札者」という。）の決定は、総合評価落札方式によるものとする。

(1) 落札者の決定に当たっての質の評価項目の設定

審査は入札参加者の入札参加資格の有無を判断する「第1次審査」と提案内容等を審査する「第2次審査」の二段階に分けて実施する。

なお、審査に当たっては、外部の学識経験者等により構成される事業者選定委員会

を設置するものとし、事業者選定委員会は、入札参加者からの提案内容を審査し、その結果を国に報告する。国はこれを受けて、落札者を決定する。

ア 第1次審査

入札参加者が、本業務の実施に携わる者として適正な資格と必要な能力を備えているか否かを審査するものであり、具体的には、「3 入札参加資格」に定める資格の有無について審査を行う。なお、3(2)に該当するか否かについては、イ(ア)aの必須項目審査で確認する。

イ 第2次審査

総合評価落札方式により落札者を決定するため、入札参加者の提案内容を審査するものである。第2次審査の手順は次のとおりである。

(ア) 提案審査

提案書の内容を審査する。ただし、提案書に要求範囲外の提案が記載されている場合には、その部分は採点の対象としない。

a 必須項目審査

提案内容が要求水準の全てを満たす内容となっているのか審査を行う。

具体的には、c 審査項目【必須項目】の各項目に係る提案内容で要求水準を満たすことができるか否かを審査する。

審査結果において提案内容が全ての要求水準を満たしている場合には適格とし、一項目でも満たしていない場合には不合格とする。適格者には、基礎点(40点)を付与する。

b 加点項目審査

提案のうち、国が特に重視する項目(加点項目)について、提案内容が優れているか否か審査項目ごとに設定した評価のポイントに基づき判断し、その程度に応じて加点を付与する。

具体的には、評価のポイントごとに2つの評価の観点を設け、提案書の内容がそれぞれの観点を満たしているか否かに応じ、おおむね次のとおり加点を付与する。なお、加点を付与する際の評価方法については、事業者選定委員会において定めるものとする。

評価	配点が10点満点の項目	配点が5点満点の項目
とても優れている。	10	5
優れている。	5	3
優れているとは認められない。	0	0

加点は、260点満点とし、審査項目についてはc 審査項目【加点項目①②】を参照のこと。

c 審査項目

【必須項目】

審査項目	評価のポイント
1. 管理体制	
管理体制	・総括マネジメント業務及び各運営業務の責任者について、本業務の趣旨を十分に理解し、本業務を適切に管理運営できる者を選定している。
	・本事業に対し、事業者が提案した体制等を業務開始時まで確実に準備を整え、また提案した内容等を事業期間中に履行が可能な計画となっている。
	・食材の調達について、事業期間にわたり、3食を365日安定的に給与するほか、天災等有事の際であっても安定的な運営かつ平常時に準じた食事の提供が可能となるような調達計画となっている。
	・本業務の特殊性を踏まえた高いコンプライアンス・セキュリティ管理体制（秘密の保持及び個人情報情報の保護に関するものを含む。）が構築されている。
	・本業務の実施に関わるリスクが緻密に分析され、リスクを最小化するための効果的かつ具体的な対応策が講じられている。
	・民間事業者によるセルフモニタリングが徹底される体制・手法が提案されており、業務遂行の安定性・継続性の確保に向けた適切かつ効果的なモニタリング手法が採られている。
	・モニタリングの結果、業務上何らかの問題が発生することが予測される場合における状況の改善に向けた効果的な措置が講じられている。
	・モニタリングの結果、業務実施上何らかの問題が発生したことが判明した場合に効果的に機能するバックアップ体制の整備等の状況の改善に向けた効果的な措置が講じられている。
2. 人的体制	
人的体制	・本業務を実施するための業務ごとの民間職員数及び実施体制がそれぞれの業務を適正かつ確実に遂行できるものとなっている。
	・業務区分をまたぐ業務にも迅速に対応し、また各職員が他の業務も臨機に遂行できるなど、業務の補完性が高く、実施期間にわたり円滑に施設運営ができるための方策が講じられている。
3. 研修体制	
研修体制	・民間職員が業務を適正かつ確実に遂行できるよう、実効性のある研修の実施体制及び研修内容となっている。

【加点項目①】

審査項目	評価のポイント	配点
1. 基本コンセプト		55
官民協働による運営	・従来の枠組みにとらわれない多様な分野の企業や団体、機関などとの多様な連携により、受刑者の再犯防止に資する取組を実施できるような基本的な考え方や具体的な実施体制について、優れた提案がなされており、それが各業務の実施に具体的に反映されている。	10
人材の再生	・受刑者の収容の確保を図りつつ、拘禁刑の導入を踏まえ、これまで以上に個々の受刑者の特性などに応じた柔軟な処遇を実施するための基本的な考え方や具体的な指導等の内容について、優れた提案がなされており、それが各業務の実施に具体的に反映されている。	5
	・被収容者が健全な社会生活を営むために必要な社会復帰支援を矯正処遇と有機的に連携しながら実施可能とするための、基本的な考え方や具体的な実施体制・方法について優れた提案がなされており、それが各業務の実施に具体的に反映されている。	5

	・地域資源を活用しつつ、地方自治体など地域の社会課題解決に取り組む者との連携を通じて実施する、再犯防止及び地域の社会課題解決に資する矯正処遇について、具体的かつ優れた提案がなされている。	10
地域との共生	・事業期間にわたり、社会情勢の変化を踏まえた地域ぐるみの再犯防止やSDGs実現のための地域課題解決に、地元企業・団体や関係機関などと共に取り組む「コミュニティハブ」として対象施設を機能させる基本的な考え方や方策について、具体的かつ優れた提案がなされている。	10
新たなテクノロジーを活用した一般社会に近い環境を実現する工夫	・一部の業務だけでなく、施設運営の全体を通して、VRやメタバース等のデジタル空間を活用することで、収容期間を通して、デジタル空間ならではの利点を生かした質の高い効果的な矯正処遇等を提供するための優れた提案がなされている。	5
	・VRやメタバース等を活用したデジタル空間での矯正処遇等について、高度なリアリティを実現し、双方向でのコミュニケーションや、多様な想定での訓練ができるような優れた提案がなされている。	5
	・VRやメタバース等を活用したデジタル空間での矯正処遇等について、受刑者のニーズや課題及び技術革新等の社会情勢の変化に応じた多様なプログラム及び柔軟な見直しが提案されている。	5
2. 総括マネジメント業務		20
共通	・非常事態発生時や緊急時であっても業務を円滑に遂行するために必要な権限を総括業務責任者に付与しているなど、迅速な意思決定、業務継続を可能とする優れた提案がなされている。	5
人的体制	・業務実施期間にわたり業務を適確に遂行できる能力を有する職員の安定的な雇用を確保するための待遇や、職務環境整備、各業務部署・担当者間の円滑な情報共有を促し、効率的・効果的な業務遂行について優れた提案がなされている。	5
	・受刑者の出所後の就労、社会復帰を見据え、職業訓練業務、教育業務など、業務間のシームレスな連携を図るための優れた提案がなされている。	5
事業計画	・技術の進展や社会情勢の変化、刑事政策の動向、運営業務の実施状況など、運営開始後の諸条件の変化に柔軟に対応するとともに、運営開始後においても再犯防止や地方創生等の社会課題解決に資する取組を積極的に企画・試行・導入可能とする、優れた事業計画についての提案がなされている。	5
3. 施設維持管理業務		10
施設維持管理業務	・刑事施設の特異性を踏まえた、非常時・緊急時の対応方策について優れた提案がなされている。	5
	・光熱水費、修繕費等のコスト低減について優れた提案がなされている。	5
4. 総務業務		15
参観・広報支援	・多種・多様な媒体の活用や創意工夫を凝らしたコンテンツ作りなど、国民の理解を深める魅力的な広報を実施するための優れた提案がなされている。	5
情報システム管理	・システムの安定的な運営が確保されるよう、常時、セキュリティ対策を実施・アップデートするとともに、障害が発生した場合には、迅速かつ確実に復旧するための対応策について優れた提案	5

	がなされている。 ・職員が利用しやすいよう、システムの分かりやすさについて工夫がなされている。	5
5. 収容関連サービス業務		25
給食業務	・食中毒の発生や異物混入を防止するための有効かつ効果的な方策について優れた提案がなされている。	5
	・食材の地元調達など、事業期間にわたり安定して食材調達を可能とするような優れた提案がなされている。	10
衣類・寝具類の提供	・施設の管理運営に支障を来たすことなく、かつ、被収容者が快適な生活を送れるよう、良質な衣類・寝具類を提供し、衛生的に管理、保管する体制について優れた提案がなされている。	5
職員食堂等運営業務 ＜独立採算業務＞	・職員食堂及び自動販売機の運営に関し、職員食堂の営業が義務づけられていない時間帯を含め、円滑かつ満足度の高い飲食サービス等を提供する優れた提案がなされている。	5
6. 警備業務		20
警備システム	・対象施設の特徴を踏まえ、異状の発生場所、状況を迅速かつ確実に検知・追跡できるなど、優れた提案がなされている。	5
位置情報把握システム	・位置情報を確実に把握するための方策について、最新の技術を取り入れるなど、既存のシステムよりも優れた提案がなされている。	5
	・オペレーションの容易さについて、既存のシステムよりも優れた提案がなされている。	5
	・システムの安定的な運営が確保されるよう、常時、セキュリティ対策を実施・アップデートするとともに、障害が発生した場合には、迅速かつ確実に復旧するための対応策について優れた提案がなされている。	5
7. 作業業務		30
科目設定・実施体制・ 効果検証体制	・社会の労働需要を踏まえ、かつ受刑者の能力・資質に応じた多様で質の高い作業（職業訓練を含む。）が実施できるような科目設定、実施体制、効果検証体制となっており、積極的に科目の見直し等を行うための優れた提案がなされている。	5
	・プロジェクトの企画立案や起業に必要な能力を身に付けさせるなど、資格取得にとどまらず、出所後の就労の選択の幅を広げることのできる職業訓練科目の設定について優れた提案がなされている。	5
有用な作業の確保	・作業提供企業によって提供する作業が生産的かつ受刑者に達成感を感じさせる内容となるような配慮がなされている。また、社会貢献作業など、多様な作業を確保するための優れた提案がなされている。	5
	・一定の製品を作る作業だけでなく、ITを活用した作業や、製品のデザインなど、受刑者の出所後の就労の選択肢の幅を広げることのできる有用な作業の提案がなされている。	5
民間ならではの創意工夫を生かした、質の高い職業訓練の実施	・実習や双方向での対話、大学等外部機関との連携など、創意工夫を凝らしたコンテンツを訓練科目に組み込むことで、受刑者が自己に必要な職業上有用な知識や技能を自ら認識し、習得するための意欲を喚起するような優れた提案がなされている。	10
8. 教育業務		30
プログラム企画・策定	・個々の受刑者のニーズやリスクアセスメントに応じた多様な一	10

	般改善指導プログラムの企画、ニーズの変化等に応じてプログラムを見直して提供する方策についての優れた提案がなされている。	
社会課題解決に取り組む意欲を喚起する教育の実施	・SDGsの実現のための地域課題等の要因や解決策を考えさせるなど、受刑者自ら考え、社会課題の解決に関与する意欲を喚起するプログラムを実施するための提案がなされている。	10
民間ならではの創意工夫を生かした、質の高い教育の実施	・実習や双方向での対話、大学等外部機関との連携など、創意工夫を凝らしたコンテンツをプログラムに組み込むことで、受刑者が自己に必要な知識や生活態度を自ら認識し、習得するための意欲を喚起するような優れた提案がなされている。	5
刑執行開始時及び釈放前の指導	・矯正処遇を受けることの意義を受刑者に理解させ、動機付けする内容（刑執行開始時）や、個々の受刑者のニーズに応じて指導や情報提供等を積極的に行い、出所後の円滑な社会復帰を実現するための内容（釈放前）について優れた提案がなされている。	5
9. 医療業務		5
医療機器の整備・更新	・医療機器等の整備・更新業務について、業務実施期間にわたり業務を円滑に遂行できるよう、また、社会一般で提供される医療水準を大幅に下回らないよう、適切なタイミングで更新する計画が提案されている。	5
10. 分類事務支援業務		25
実施体制	・受刑生活の進捗に応じた受刑者の心情把握のため、技能を有するスタッフによる実施体制及び技能を有するスタッフを確保するための方策について優れた提案がなされている。	5
就労支援	・受刑期間の初期の段階から、就労支援を通じて出所後の就労など生活プランを考えさせ、そのプランを実現するために必要な知識・技能を習得することができるような作業、指導を実施する具体的かつ優れた提案がなされている。	10
保護関係事務	・受刑者の出所後の就労や円滑な社会復帰を目的とした、保護関係機関等との連携強化、関係性の構築、受入れ先確保についての具体的な提案がなされている。	10

【加点項目②】

審査項目	評価のポイント	配点															
ワーク・ライフ・バランス等推進企業及び賃上げの実施を表明した企業等に関する評価		25															
ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する評価	・複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。 ※ <u>グループで入札に参加する場合には、認定ごとに参加企業の認定点数を合計し、その合計点をグループ企業の数で按分した点数とする。</u> ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）に基づく認定（えるぼし等認定企業） <table border="0"> <tr> <td>1 段階目（※ 1）</td> <td>加点得点</td> <td>4 点</td> </tr> <tr> <td>2 段階目（※ 1）</td> <td>加点得点</td> <td>6 点</td> </tr> <tr> <td>3 段階目（※ 1）</td> <td>加点得点</td> <td>8 点</td> </tr> <tr> <td>行動計画（※ 2）</td> <td>加点得点</td> <td>2 点</td> </tr> <tr> <td>プラチナえるぼし（※ 3）</td> <td>加点得点</td> <td>10 点</td> </tr> </table> ※ 1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 9 条に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。 ※ 2 常時雇用する労働者の数が 100 人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。 ※ 3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 12 条に基づく認定 ・次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づく認	1 段階目（※ 1）	加点得点	4 点	2 段階目（※ 1）	加点得点	6 点	3 段階目（※ 1）	加点得点	8 点	行動計画（※ 2）	加点得点	2 点	プラチナえるぼし（※ 3）	加点得点	10 点	10
1 段階目（※ 1）	加点得点	4 点															
2 段階目（※ 1）	加点得点	6 点															
3 段階目（※ 1）	加点得点	8 点															
行動計画（※ 2）	加点得点	2 点															
プラチナえるぼし（※ 3）	加点得点	10 点															

	定（くるみん等認定企業）（※４） トライくるみん 加点得点 ６点（※５） くるみん（令和４年４月１日以降の基準） 加点得点 ６点（※６） くるみん（平成２９年４月１日～令和４年３月３１日までの基準） 加点得点 ６点（※７） くるみん（平成２９年３月３１日までの基準） 加点得点 ４点（※８） プラチナくるみん 加点得点 １０点（※９） ※４ 次世代育成支援対策推進法第１３条、第１５条の２に基づく認定 ※５ 次世代法第１３条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第１８５号。以下「令和３年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第４条又は令和３年改正省令附則第２条第２項の規定に基づく認定（ただし、※８の認定を除く。） ※６ 次世代法第１３条の規定に基づく認定のうち、令和３年改正省令による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第４条第１項第１号及び第２号の規定に基づく認定 ※７ 次世代法第１３条の規定に基づく認定のうち、令和３年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第４条又は令和３年改正省令附則第２条第２項の規定に基づく認定（ただし、※８の認定を除く。） ※８ 次世代法第１３条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成２９年厚生労働省令第３１号。以下「平成２９年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第４条又は平成２９年改正省令附則第２条第３項の規定に基づく認定 ※９ 次世代法第１５条の２の規定に基づく認定 ・ 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和４５年法律第９８号）に基づく認定 ユースエール認定 加点得点 ８点	
賃上げの実施を表明した企業等	・ 事業年度における対前年度比、又は暦年における対前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を３％以上増加させる旨、従業員に表明しているか。【大企業】 加点得点 １５点 ・ 事業年度における対前年度比、又は暦年における対前年比で給与総額を１．５％以上増加させる旨、従業員に表明しているか。【中小企業等】 加点得点 １５点 ※ この項目で加点を希望する者は、「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（以下「表明書」という。）を提出すること（グループで入札に参加する場合は、各グループ企業による表明が必要である）。 ※ この項目で加点を受けた落札者に対しては、当該落札者の事業年度等が終了した後、事業年度等終了後に作成される「法人事業概況説明書」等の提出をもって速やかに契約担当官等が確認を行うので確認のため必要な書類は速やかに提出すること。 ※ 評価項目の確認方法は以下のとおりとする。 ①事業年度により賃上げを表明した場合 賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」の「「１０主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額」	15

	(以下「合計額」という。)を「4期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較し、表明書で示した率を満たしているか ②暦年により賃上げを表明した場合 「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表(375)」の「A俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較し、表明書で示した率を満たしているか ※ 中小企業にあっては、上記比較をすべき金額は、①の場合は「法人事業概況説明書」の「合計額」と、②の場合は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「支払金額」とする。 ※ 上記に規定される書類以外の書類等にて賃上げ実績についての確認を要する場合は、税理士又は公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類と認められた書類等(第三者評価の事実を証明する書類等:(例)公認会計士等の事務所の署名がある書類)の提出をもって上記書類に代えることとする。 ※ 上記の期限までに書類が提出されない場合又は上記の確認を行った結果、本取組により加点を受けた落札者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から1年間、政府調達の総合評価落札方式による入札に参加する場合、本取組により加点された割合よりも大きな割合(1点大きな配点)の減点を行う。 なお、グループの場合に、実績確認においてグループ企業の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は当グループ、未達成となったグループ企業である企業及び未達成となった企業を構成員を含むグループに対して行う。	
--	--	--

(イ) 開札

入札価格が予定価格の制限の範囲内かを確認する。全ての入札参加者の入札価格が予定価格を超えている場合には、再度入札を行う。

(ウ) 総合評価

(ア)の提案内容の審査による各提案の得点及び(イ)の予定価格の範囲内の入札価格を基に総合評価を行い、落札者を決定する。

(2) 落札者の決定に当たっての評価方法

ア 落札者の決定方法

基礎点(40点)に加点項目審査で得られた加点(260点)を加えた値(技術評価点)と、入札価格から求められる値(価格評価点)の合計値(総合評価点)をもって行う。

○総合評価点(450点)＝技術評価点(300点)＋価格評価点(150点)

価格評価点の評価方法は以下のとおりである。

○価格評価点＝価格点(150点)×(1－入札価格／予定価格)

イ 落札者の決定

上記アの評価に従い、最も高い総合評価点を得た者を落札者として決定する。

ウ 留意事項

(ア) 総合評価点の高かった者の入札価格が予定価格の6割に満たない場合には、その価格によって契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否か、次の事項について改めて調査し、該当するおそれがあると認められる場合、又は契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められる場合には、次に総合評価点が高い者を落札者として決定することがある。

- a 当該価格で入札した理由及びその積算の妥当性（当該単価で適切な人材が確保できるか否か、本業務の従事予定者に支払われる賃金額が適正か否か、従事予定者が当該金額で了解しているか否か等）
- b 当該契約の履行体制（総括業務責任者及び各業務責任者の配置の有無、従事職員数、経歴、勤務時間、専任兼任の別、業務分担等が適切か否か等）
- c 実施期間中における他の契約請負状況
- d 国及び地方公共団体等に対する契約の履行状況
- e 資産状況
- f 経営状況
- g 信用状況

(イ) 評価の結果、落札者となるべき者が二者以上あるときは、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札参加者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

(ウ) 落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額、落札者の決定の理由並びに提案された内容のうち具体的な実施体制及び実施方法の概要について公表するものとする。

(3) 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱いについて

入札参加者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うこととし、これによってもなお落札者となるべき者が決定しない場合には、入札条件を見直し、再度入札公告に付すことにする。

再度の入札公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合には、本業務開始時期を勘案の上、国が従来どおり自ら実施することなどを検討する。

6 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項（法第14条第2項第6号及び第4項）

従来の実施状況に関する情報は、別添のとおり。

7 民間事業者を使用させることができる国有財産に関する事項（法第14条第2項第7号）

本業務を実施するために必要な次の施設及び設備等については、これを無償で使用する。

(1) 使用可能な施設

美祢センター

(2) 使用可能な設備、什器・備品等

別添の3「従来の実施に要した施設及び設備」のとおり。

その他、本業務の実施に当たり必要な設備、什器・備品（これらに係る消耗品を含む。）については、民間事業者の責任と費用負担において整備するものとする。

8 民間事業者が対象公共サービスを実施する場合において適用される法令の特例に関する事項（法第14条第2項第8号）

民間事業者が本業務を実施する場合には、法第33条の3の規定を適用する。

9 民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項（法第14条第2項第9号）

(1) 報告等について

ア 業務実施要領及び業務年間計画書の作成及び提出

民間事業者は、基本計画については事業開始時までに、令和6年度の業務年間計画書（実施計画も含む。）については令和6年4月1日までに、令和7年度以降の業務実施要領及び業務年間計画書（令和7年度以降の年度実施計画も含む。）については、当該年度開始日の30日前までに、国と協議の上策定し、国の確認を受ける。

イ 業務報告書の作成と提出

民間事業者は、業務日誌、月次業務報告書、四半期業務報告書及び年次業務報告書を作成し、原則として、業務日誌は翌開庁日に、月次報告書は毎月業務終了後7開庁日以内に、四半期業務報告書は各四半期終了後7開庁日以内に、年次業務報告書は業務年度終了後14開庁日以内に、国に報告する。

(2) 国による調査への協力

国は、民間事業者による本業務の適正かつ確実な実施を確保するのに必要があると認めるときは、民間事業者に対し、本業務の実施状況に関し必要な報告を求め、又は国の職員に民間事業者の事務所その他の施設に立ち入り、本業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは質問させることができる。

立入検査をする国の職員は、検査等を行う場合には、当該検査等の根拠を民間事業者に明示するとともに、当該検査等が法第26条第1項に基づくものである場合には、その身分を示す証明書を携帯し、民間事業者に提示する。

(3) 指示

国は、民間事業者による本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。

(4) 秘密の保持

ア 民間事業者は、国と民間事業者が協議して定める期間内に、国との協議の上、施

設の保安に係る情報及び被収容者の個人情報に適正に管理するために必要な次に掲げる措置を講じ、国の確認を受けなければならない。

(ア) 施設の保安に係る情報及び被収容者の個人情報の適正な取扱方法を具体的に定めた実施要領を策定すること。

(イ) 施設の保安に係る情報及び被収容者の個人情報の適正な取扱方法についての研修の計画を策定し、これに基づいて本業務に従事する民間職員に対して研修を実施すること。

イ 民間事業者（その者が法人である場合にはその役員）若しくはその職員その他の本業務に従事する者（以下「民間事業者等」という。）又は民間事業者等であった者は、本業務に関して知り得た全ての情報（開示の時に公知である情報を除く。以下「秘密情報」という。）を漏えいし、又は盗用してはならない。

ウ 民間事業者等又は民間事業者等であった者は、本業務の遂行以外の目的で秘密情報を使用してはならない。

エ 民間事業者等は、秘密情報を漏えいしない旨の誓約書を国に提出しなければならない。

オ イに該当する場合には、法第 54 条により罰則の適用がある。

(5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

ア 研修及び引継ぎの実施

(ア) 研修

民間事業者は、業務に従事させようとする者の経験及び能力を踏まえ、国と民間事業者が協議して定める期間内に、国と協議の上、本業務を適正かつ確実に実施するための研修計画を策定して、国の確認を受けなければならない。

国の確認後、業務開始までに、研修計画に基づき、従事する職員に対する研修を実施する。

なお、上記以降に業務に従事することとなった職員に対する研修については、その都度実施する。

国は、研修計画の策定に当たり、民間事業者に対して必要な助言を行うものとする。

民間事業者は、実施した研修の結果を、研修実施後速やかに、国に報告しなければならない。

(イ) 引継ぎ

国は、民間事業者による対象施設の視察、現行事業者との調整機会の付与など、引継ぎに必要な措置を講じるので、民間事業者は、本業務の実施に必要な引継ぎを受けなければならない。

なお、総括業務責任者及び各業務責任者に対する業務処理上のノウハウの引継ぎは、その能力・経験を踏まえた上で、国が十分な期間を確保して行うものとする。

また、民間事業者は、本業務の終了に伴い民間事業者が変更となる場合には、次期民間事業者に対し、必要な業務の引継ぎを行うものとし、引継書を作成するなど円滑な業務引継ぎに協力しなければならない。

イ 業務の開始準備

民間事業者は、9（１）ア 及び（４）ア（ア）に定める実施要領の策定並びに（４）ア（イ）、（５）ア（ア）及び（イ）に定める研修及び引継ぎを行うほか、7に定める本業務の実施に当たり必要となる設備、什器・備品等を業務開始の7日前までに整備し、業務開始までに、国が適当と認める方法により、整備の完了検査を行う。

また、民間事業者は、整備の完了検査の後2日以内に、当該設備、什器・備品等の取扱いを国に説明する。

ウ 業務の開始及び中止

（ア）民間事業者は、締結された契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。

（イ）民間事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ、国の承諾を受けなければならない。

エ 法令の遵守

民間事業者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。

オ 安全衛生

民間事業者は、本業務に従事する職員の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

カ 記録・帳簿書類等

民間事業者は、実施年度ごとに本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、本業務を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

キ 実施期間終了後の引継ぎ

（ア）国及び民間事業者は、本契約の終了に際して、国又は国の指定する第三者に対する業務の引継ぎに必要な事項の詳細について、実施期間終了日の1年前から協議を開始する。

（イ）民間事業者は、国又は国の指定する第三者が実施期間終了後、本事業を引き続き行うことができるよう、上記の協議において合意された事項に従い、実施期間終了日の6箇月前から本業務に関して必要な事項を説明するとともに、民間事業者が本業務を遂行するために用いた書類を提供するほか、本業務の承継に必要な手続を行う。

（ウ）上記の手続において、国又は国の指定する第三者の責めに帰すべき事由により、民間事業者に増加費用及び損害が発生した場合には、国は、当該増加費用及び損害を負担する。

（エ）民間事業者は、本契約の終了と同時に、要求水準等に従って、民間事業者が刑事施設に設置した設備、機器、備品等であって、民間事業者が所有し又はリース契約等により使用権原を有する資産を国に引き渡し、その所有権を国に移転しなければならない。なお、その詳細については、別途、契約書に定めることとする。

ク 権利の譲渡等

（ア）民間事業者は、あらかじめ国が承諾した場合を除き、契約により生ずる権利又

は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。

(イ) 国は、本業務に関連して作成された書類、プログラム及びデータベースについて、実施期間中、無償で利用できる権利（公表、改変、複製、展示、頒布、翻訳する権利を含む。）を有するものとする。なお、実施期間終了後の取扱いについては、別途、契約書に定めることとする。

(ウ) 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、民間事業者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。

(エ) 民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、国の承認を得なければならない。

ケ 契約によらない自らの事業の禁止

民間事業者は、本事業の対象施設において、国の許可を得ることなく自ら行う事業又は国以外の者との契約（国との契約に基づく事業を除く。）に基づき実施する事業を行ってはならない。

コ 再委託の取扱い

(ア) 民間事業者は、本業務の全部を他の民間事業者に再委託してはならない。

(イ) 民間事業者は、本業務の一部について、再委託をしようとする場合には、原則としてあらかじめ提案書において、再委託先に委託する業務の範囲、再委託することの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告聴取その他の运营管理の方法（以下「再委託範囲等」という。）について記載するものとする。

(ウ) 民間事業者は、契約締結後、やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託範囲等を明らかにした上で、国の承認を得なければならない。

(エ) 民間事業者は、再委託する場合には、民間事業者が国に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先に対し、9（4）及び（5）に定める事項その他の事項について適切な措置を講じせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収しなければならない。

(オ) 再委託先は、9（4）及び（5）に掲げる事項については、民間事業者と同様の義務を負うものとする。

(カ) （イ）から（オ）までに基づき、民間事業者が再委託先に業務を実施させる場合には、全て民間事業者の責任において行うものとし、再委託先の責めに帰すべき事由については、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が負うものとする。

サ 契約内容の変更

国及び民間事業者は、本業務の更なる質の向上を図る必要があるため、又はやむを得ない事由により、契約の内容を変更しようとするときは、あらかじめ協議し、法第21条に基づき、監理委員会の議を経なければならない。

ただし、国は、次のいずれかに該当するときは、民間事業者にその旨を通知するとともに、民間事業者と協議の上、契約を変更することができる。

① 本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設

② 消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む）

③ 上記①及び②のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更含む）

国は、契約の内容を変更した場合には、合理的な範囲内での増加費用が発生する場合には、民間事業者と協議の上、当該増加費用を負担し、合理的な範囲内で費用が減少する場合には、民間事業者と協議の上、当該費用相当額を委託費から減額する。

契約内容は、国及び民間事業者の書面による合意によってのみ変更することができる。

シ 契約解除

国は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(ア) 法第 22 条第 1 項第 1 号イからチ又は同項第 2 号に該当するとき。

(イ) 法第 33 条の 3 第 6 項に該当するとき。

(ウ) 本実施要項に定める手続に違反したとき。ただし、軽微な違反を除く。

(エ) 次のことが明らかになったとき。

a 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者を利用するなどしていること。

b 暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

c 暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していること。

d 暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていること。

ス 契約解除時の取扱い

(ア) シに該当し、契約を解除した場合には、国は、民間事業者に対し、当該解除の日までに当該公共サービスを契約に基づき実施した期間に係る委託費を支払う。

(イ) この場合、民間事業者は、契約金額から消費税及び地方消費税に相当する金額並びに上記（ア）の委託費を控除した金額の 100 分の 10 に相応する金額を違約金として国が指定する期間内に国に納付しなければならない。

(ウ) 国は、民間事業者が、（イ）に定める金額を国の指定する期限までに納付しないときは、その支払期限の翌日から起算して納付のあった日までの日数に応じて年 100 分の 3 の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。

(エ) 国は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお、損害賠償の請求をすることができる。

セ 契約の解釈

契約の解釈について疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と国が協議するものとする。

10 民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を与えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項（法第 14 条第 2 項第 10 号）

（１）本業務を実施するに当たり、民間事業者が、故意又は過失により、第三者に損害を加えた場合における当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

ア 国が国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条第 1 項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、国は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について国の責めに帰すべき理由が存する場合は、国が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

イ 民間事業者が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 709 条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について国の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は国に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

（２）本業務を実施するに当たり、民間事業者が、故意又は過失により、国に損害を加えた場合には、民間事業者は当該損害に対する賠償の責めに任ずるものとする（ただし、当該損害の発生につき、国の責めに帰すべき理由が存するときは、当該国の過失割合に応じた部分を除く。）。

11 対象公共サービスに係る第 7 条第 8 項に規定する評価に関する事項（法第 14 条第 2 項第 11 号）

（１）実施状況に関する調査の時期

総務大臣が行う評価の時期（令和 12 年 11 月頃予定）を踏まえ、本業務の実施状況については、令和 12 年 3 月末時点における状況を調査するものとする。

（２）調査の方法

国は、次の項目について、実施状況等の調査を行うものとする。

ア 1（２）において業務の質として設定した項目

イ その他業務の実施状況

（３）その他

国は、実施状況の調査に当たり、必要に応じ、民間事業者から直接意見の聴取等を行うことができるものとする。

12 その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項（法第 14 条第 2 項第 12 号）

（１）対象公共サービスの監督上の措置等の監理委員会への報告

国は、法第 26 条及び第 27 条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

（２）国の監督体制

- ア 本業務の契約に係る監督は、契約担当官が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。
- イ 本業務の実施状況に係る監督は、9により行うこととする。
- ウ 本業務に関し、公共サービスを適正に実施し、又は向上させるとの観点から情報共有や検討を行うため、民間事業者との間で、必要に応じて随時打合せを行うこととする。

(3) 民間事業者の責務等

- ア 本業務に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法第25条第2項の規定により公務に従事する職員とみなされる。
- イ 民間事業者は、会計検査院が必要と認めるときには、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第25条及び第26条により、会計検査院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は法務省を通じて、資料・報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。
- ウ 次のいずれかに該当する者は、法第55条の規定により30万円以下の罰金に処せられる。
 - (ア) 法第26条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は法第26条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して回答せず、若しくは虚偽の回答をした者
 - (イ) 正当な理由なく、法第27条第1項の規定による指示に違反した者
- エ 民間事業者が法人の場合において、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記ウの違反行為をしたときは、法第56条の規定により、行為者が罰せられるほか、その法人又は人に対して上記ウの刑が科される。

(4) 被収容者の行為に起因して発生する増加費用及び損害

- ア 被収容者の行為に起因して発生する増加費用及び損害であって、当該行為について、国及び民間事業者の双方に責めに帰すべき事由がない場合の当該増加費用及び損害の負担については、次のとおりとする。
 - (ア) 当該被収容者の行為によって、民間事業者の有する設備、機器、備品等が損壊又は滅失した場合
 - a 当該被収容者の行為が、当該設備、機器、備品等の通常の使用の範囲内であった場合には、当該損壊又は滅失に起因する増加費用及び損害は、民間事業者の負担とする。
 - b a以外の場合には、当該損壊又は滅失に起因する増加費用及び損害は、国の負担とする。
 - (イ) 当該被収容者の行為によって、国の職員、民間職員及び第三者に損害が発生した場合には、当該損害に起因する増加費用及び損害は、国の負担とする。
- イ アにかかわらず、被収容者に係る次の事由（当該事由の発生について民間事業者に帰責性がある場合については、別紙3に定めるところによる。）に起因して発生した増加費用及び損害は、国の負担とする。

区分	増加費用又は損害の負担
警備業務	被収容者の責めに帰すべき事由による事故、被収容者の逃走の対応及び被収容者の自殺・自傷等の対応に起因する増加費用及び損害
技術指導業務	受刑者の責めに帰すべき事由による技術指導中の事故に起因する損害
職業訓練業務	受刑者の責めに帰すべき事由による職業訓練中の事故に起因する損害
教育業務、分類事務支援業務	被収容者の責めに帰すべき事由による指導及び面接中の事故に起因する損害
医療業務	被収容者の責めに帰すべき事由による健康診断の事故に起因する損害
収容関連サービス業務	被収容者の責めに帰すべき事由による技術指導中の事故に起因する損害

(5) 人権配慮

民間事業者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

美祢社会復帰促進センターの概況について

1 施設・建物関係 (令和4年4月1日現在)

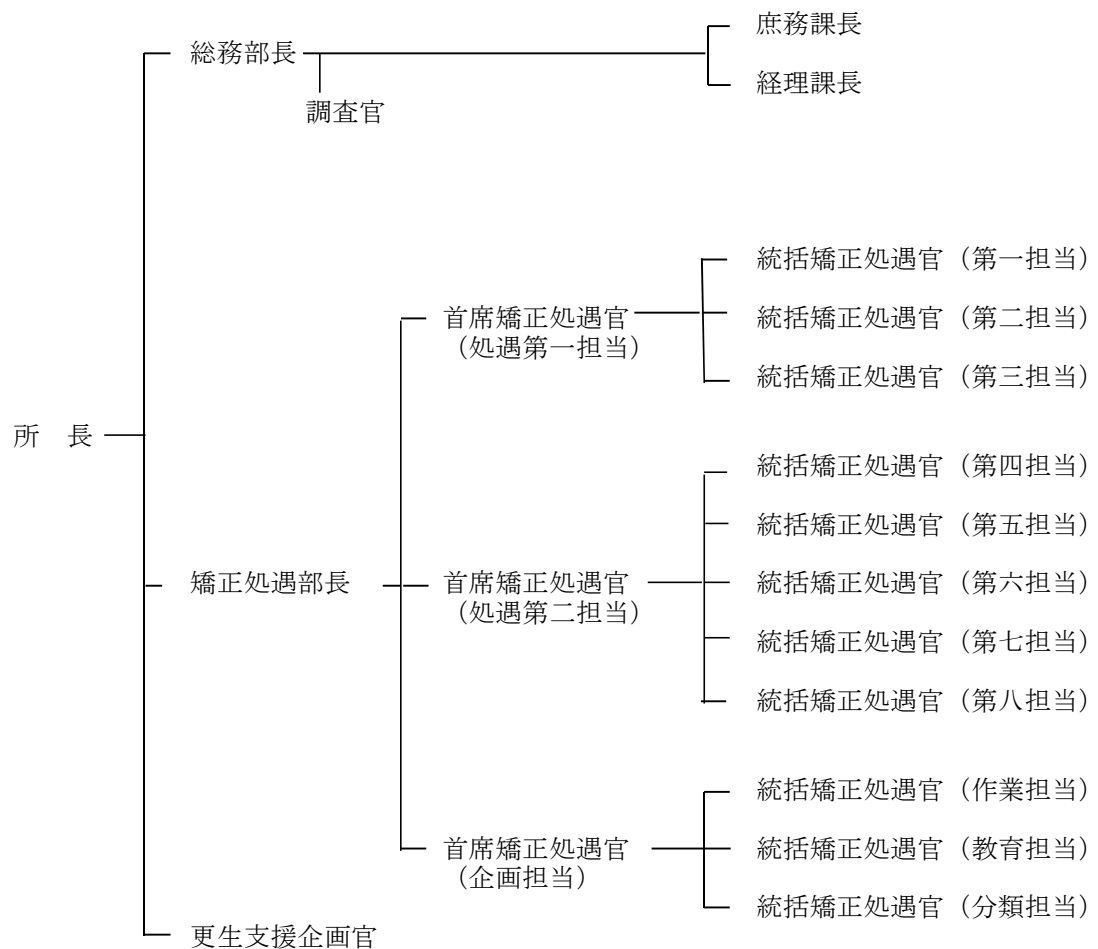
(1) 所在地等

- ①所在地 山口県美祢市豊田前町麻生下10
 ②敷地面積 280,622 m²
 ③建物延床面積 50,580 m² (宿舍関係を除く。)

(2) 増改築の状況

- 平成18年1月 新営工事着工
 平成19年4月 美祢社会復帰促進センターとして開庁
 平成22年11月 女子収容棟増設工事着工
 平成23年9月 増設工事竣工

2 組織図及び職員配置 (令和4年4月1日現在)

3 職員定員 (令和4年4月1日現在)
171名

4 収容状況及び収容対象

(1) 現在の収容状況等 (令和4年4月1日現在)

定 員	現 員	収容率 (%)	収 容 対 象
1,300 〔 男子500 女子800 〕 ※1	544 〔 男子246 女子298 〕	42%	W（女子）、YA、A YA及びAは、男子美祢社会復帰促進センター対象者に限る。 ※2、3

※1 令和4年4月、収容定員の変更により1,296名（男子500、女子796）

※2 Y（可塑性に期待した矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる26歳未満の成人）、A（犯罪傾向が進んでいない者）

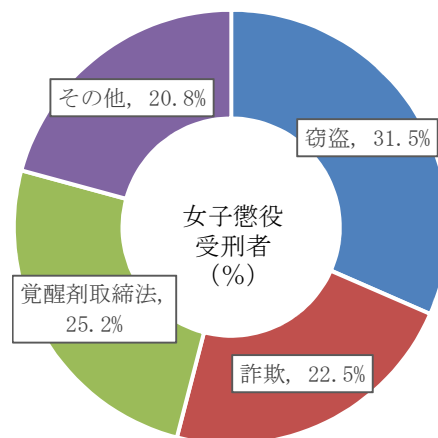
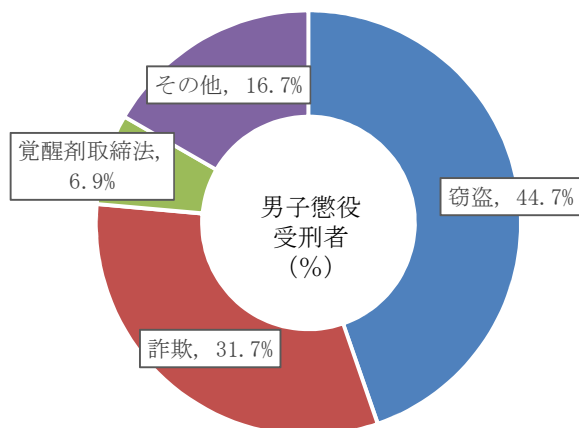
※3 男子美祢社会復帰促進センター対象者とは、次のいずれにも該当する男子とする。

- ① 美祢社会復帰促進センターにおいて執行されるのは、懲役刑のみであること。
- ② 刑事施設への収容が初めてであること。
- ③ 日本国籍を有していること又は日本国内での長期間の生活経験を有すること。
- ④ 犯罪傾向が進んでいないこと。
- ⑤ 原則として他人の生命、身体又は精神に回復困難な犯罪被害をじゃっ起していないこと。
- ⑥ 執行すべき刑期が6年以下であり、かつ、美祢社会復帰促進センターに移送される際に残刑期が1年以上であること。
- ⑦ 20歳以上であること。
- ⑧ 老衰が認められる高齢者ではないこと。
- ⑨ 集団生活に順応できること。
- ⑩ 心身に著しい障害がないこと。
- ⑪ 交通事犯集禁対象者ではないこと。

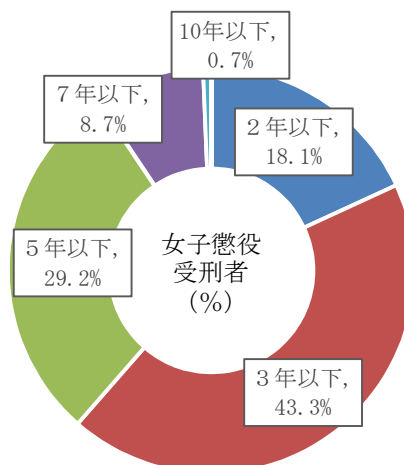
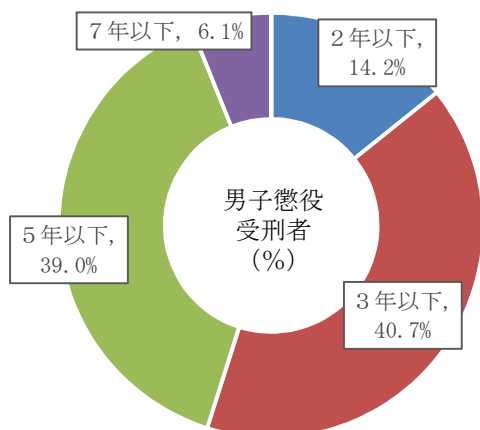
女子美祢社会復帰促進センター対象者とは、次の①から⑦までのいずれにも該当する女子並びに20歳未満の者又は少年法第20条若しくは第62条の規定により検察官に送致された事件について言い渡された刑（罰金以下の刑を除く。）の執行を受けている者で20歳以上26歳未満の者については、26歳に達するまでの間は、①から④まで、⑦及び⑧のいずれにも該当する女子とする。

- ① 美祢社会復帰促進センターにおいて執行されるのは、懲役刑のみであること。
- ② 刑事施設への収容が初めてであること。
- ③ 日本国籍を有していること又は日本国内での長期間の生活経験を有すること。
- ④ 犯罪傾向が進んでいないこと。
- ⑤ 執行すべき刑期が10年未満又は執行すべき刑期が10年以上であって残刑期が5年以下であり、かつ、美祢社会復帰促進センターに移送される際に残刑期が1年以上であること。
- ⑥ 老衰が認められる高齢者ではないこと。
- ⑦ 心身に著しい障害がないこと。
- ⑧ 執行すべき刑期が9月以上であること。

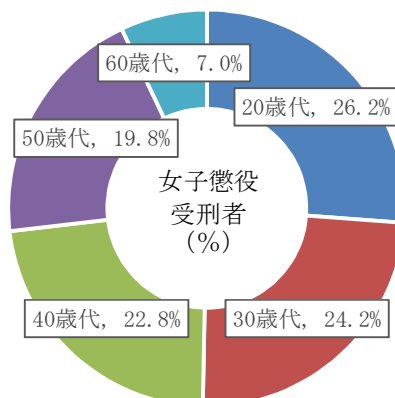
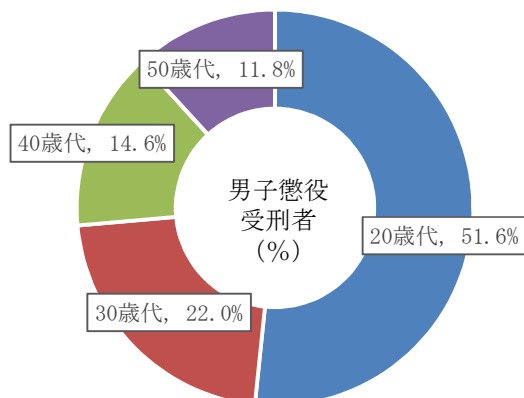
(2) 罪名別収容人員（令和4年4月1日現在）



(3) 刑期別収容人員（令和4年4月1日現在）



(4) 年齢別収容人員（令和4年4月1日現在）



法務省矯成第 3 3 7 5 号
平成 1 8 年 5 月 2 3 日

改正 法務省矯総第 3 3 6 2 号
平成 1 9 年 5 月 3 0 日

改正 法務省矯成第 6 4 5 号
平成 2 4 年 3 月 2 7 日

改正 法務省矯成第 2 1 8 5 号
平成 2 4 年 1 0 月 2 日

改正 法務省矯成第 1 4 6 4 号
平成 2 8 年 5 月 2 5 日

改正 法務省矯成第 1 3 7 4 号
平成 2 9 年 5 月 1 5 日

矯正管区長 殿
行刑施設の長 殿
少年院長 殿
矯正研修所長 殿（参考送付）

法務省矯正局長 小 貫 芳 信

受刑者に対する釈放時アンケートの実施について（通達）

標記について、下記のとおり定め、本年 5 月 2 4 日から実施することとしたので、遺漏のないよう配意願います。

なお、平成 1 7 年 3 月 8 日付け法務省矯教第 1 3 9 0 号当職通達「受刑者に対する釈放時アンケートの実施について」及び同日付け法務省矯教第 1 3 9 1 号当局教育課長依命通知「受刑者に対する釈放時アンケートの実施について」は、廃止します。

記

1 趣旨について

受刑者に対する釈放時アンケート（以下「釈放時アンケート」という。）は、受刑者の釈放時の感想等を集計し、刑事施設の適正な運営を図るための資料として活用するとともに、その結果を公表し、刑事施設の運営の実情に対する国民の理解を深めるための資料として活用するものであること。

2 釈放時アンケートの対象者について

釈放となる受刑者（アンケートの実施を拒否する者及び傷病等のためアンケートの実施が困難な者は除く。）を対象とすること。

3 釈放時アンケートの実施方法について

(1) 実施時期

アンケートの実施時期は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第85条第1項第2号の指導を行う期間のうち適宜の時期とすること。

(2) アンケート用紙等の配布

上記2の対象者に対し、別添のアンケート用紙及び自由発言用紙（別紙様式）を配布し、適宜、回答を記入させること。

なお、対象者に対しては、所定の欄以外や余白等には何も記載しないよう指導すること。

(3) アンケート用紙等の回収

アンケート用紙等を回収する際には、回答していない項目又は回答方法が誤っている項目（例えば、選択肢を一つ選ぶべき項目について、二つ以上選択しているなど）等があっても、そのまま回収し、回答方法や回答内容に関する指導は行わないこと。

4 釈放時アンケートの整理及び提出について

(1) アンケート用紙等の整理

アンケート用紙等を回収した場合には、刑事施設（対象者が在院している少年院を含む。以下同じ。）の職員が、下記アからウまでの記載要領に従い、アンケート用紙の頭書部分の「符号」、「年」、「月」及び「追番号」の各欄に必要な事項を記入すること。

ア 符号及び追番号の欄には、当該受刑者について作成した受刑者出所調査票（平成18年5月23日付け法務省司第542号大臣官房司法法制部長依命通達「矯正統計調査要領の制定について」様式第8号）の庁名の符号及び追番号をそれぞれ転記すること。

イ 年の欄には、アンケートを実施した年について、西暦の下2桁を記入すること。

ウ 月の欄には、アンケートを実施した月を記入すること。

(2) アンケート用紙の提出

アンケート用紙は、各刑事施設において、毎月、その月に実施した分を取りまとめ、各年度分ごとに、別途指定する宛先に提出すること。

なお、自由発言用紙は、提出しないこと。

5 釈放時アンケートの活用について

(1) 刑事施設の適正な運営を図るための資料としての活用

矯正管区及び刑事施設においては、矯正局が取りまとめたアンケート結果を自庁研修の資料等として活用すること。

なお、自由発言用紙については、アンケートを実施した刑事施設において、関係職員に回覧するなどの方法により活用すること。

(2) 刑事施設の運営の実情に対する国民の理解を深めるための資料としての活用

矯正管区においては管内処遇情報等を報道機関に公表する機会などを通じ、刑事施設においては参観の機会などを通じて、矯正局で取りまとめたアンケート結果の周知を図ること。

意識調査アンケート

符号		年		月		追番号	
----	--	---	--	---	--	-----	--

この調査は、みなさんから、刑務所での生活について意見や感想をうかがい、今後の施設運営の参考とするために 行うものです。

この調査票の内容は、目的以外に使われることはありませんので、ありのままを答えてください。

※ 以下の質問を読み、当てはまる番号を選んで右側の欄に記入してください。

○ あなたの性別
 ① 男性 ② 女性 ☐

○ あなたの年齢
 ① 20歳未満 ② 20代 ③ 30代 ④ 40代 ⑤ 50代 ⑥ 60代以上 ☐

1 今回の受刑における矯正処遇の目標について聞きます。

(1) 受刑生活を通じて、自分に定められた目標を達成することができましたか。 一つ選んでください。

- ① 達成することができた。 ② 一部は達成したが不十分だった。 ③ 達成することができなかった。 ④ 自分ではよくわからない。 ☐

(2) (1)で「③達成することができなかった。」と答えた人に聞きます。
 その理由として考えられるものを 一つ選んでください。

- ① 達成しようという自分の気持ちや努力が足りなかった。 ② 受刑生活を送る中で、目標のことを忘れることが多かった。 ③ 目標をどうやって達成すればよいか分からなかった。 ④ 目標が自分に合っていなかった。 ⑤ その他 ☐

2 今回受刑することになった犯罪に被害者（その家族を含む。）がいる人に聞きます。

(1) 被害者に謝罪や被害弁償（慰謝料の支払いを含む。）等をした人に聞きます。
 被害者はどのように感じていると思いますか。 一つ選んでください。

- ① 被害者に受け入れられていると思う。 ② 被害者に受け入れられていないと思う。 ③ 被害者がどう思っているかわからない。 ④ 特に考えていない。 ⑤ その他 ☐

(2) 被害者に謝罪や被害弁償等（慰謝料の支払いを含む。）をしていない人に聞きます。
 謝罪、被害弁償等について、どのように考えていますか。それぞれ 一つ選んでください。

ア 謝罪について

- ① 被害者に謝罪をしたい。 ② 謝罪をしても被害者に受け入れられないと思う。 ③ 謝罪をするつもりはない。 ④ 特に考えていない。 ☐

イ 被害弁償等（ひがいべんしょうとう いしやりよう しはら ふく 慰謝料の支払いを含む。）について

- ①被害弁償等ひがいべんしょうとうをしたい。
 ②被害弁償等ひがいべんしょうとうをしても被害者ひがいしやに受け入れられないと思う。
 ③被害弁償等ひがいべんしょうとうをするつもりはない。 ④特とくに考かんがえていない。

☐

☐

3 職員しよくいんについて聞ききます。

(1) 職員全体しよくいんぜんたいの公平こうへいさについてどのように感じましたか。二つ選えらんでくだ
 さい。

- ①公平こうへいな職員しよくいんが多い。 ②不公平ふこうへいな職員しよくいんが多い。
 ③公平こうへいな職員しよくいんも不公平ふこうへいな職員しよくいんもいる。

☐
☐

(2) 職員しよくいんに望のぞむことはどれですか。二つまで選えらんでください。

- ①受刑者じゅけいしやを信しんじてほしい。 ②公平こうへいに見みてほしい。
 ③身上相談みとうさうだんに乗のってほしい。 ④話はなしを聞きいてほしい。
 ⑤声こえを掛かけてほしい。 ⑥自分じぶんを分わかってほしい。
 ⑦放ほうっておいてほしい。 ⑧特とくになし

☐
☐

(3) あなたを一番長いちばんながく担当たんとうした職員しよくいんについてどのように感じましたか。
 それぞれ二つずつ選えらんでください。

ア 親切しんせつさ

- ①親切しんせつ ②不親切ふしんせつ ③どちらともいえない。

イ 相談さうだんしやすさ

- ①しやすい。 ②しにくい ③どちらともいえない。

ウ 公平こうへいさ

- ①公平こうへい ②不公平ふこうへい ③どちらともいえない。

エ 信しん頼らい感かん

- ①ある。 ②ない。 ③どちらともいえない。

オ 考かんがえ方かた

- ①柔軟じゅうなん ②硬かたい。 ③どちらともいえない。

カ 勤務姿勢きんむしせい

- ①良よい。 ②悪わるい。 ③どちらともいえない。

キ 態たい度ど

- ①良よい。 ②悪わるい。 ③どちらともいえない。

ク 言こと葉はづか使つかい

- ①良よい。 ②悪わるい。 ③どちらともいえない。

ア	
イ	
ウ	
エ	
オ	
カ	
キ	
ク	

4 他たの受刑者じゅけいしやに対たいしてどのように感じましたか。二つまで選えらんでくだい。

- ①親切しんせつにしてくれた。 ②よく相談さうだんに乗のってくれた。
 ③乱暴らんぼうな者ものがいて困こまった。 ④命令めいれいする者ものがいて困こまった。
 ⑤自分勝手じぶんかってな者ものがいて困こまった。 ⑥相談さうだんできる相手あいてがいなかった。
 ⑦かわり合あいにならないようにした。 ⑧特とくにない。

☐
☐

5 食事関係について聞きます。それぞれ一つずつ選んでください。

- (1) 食事の量
① 丁度よい。 ② 多い。 ③ 少ない。
- (2) 食事の質
① 良い。 ② 悪い。 ③ 特に何も感じない。
- (3) 主食（ごはんやパン）とおかずのバランス
① 丁度よい。 ② 主食を減らしておかずを増やしてほしい。
③ おかずを減らして主食を増やしてほしい。
- (4) 献立の種類
① 丁度よい。 ② 多い。 ③ 少ない。
- (5) パン食の回数
① 丁度よい。 ② 多い。 ③ 少ない。
- (6) 夕食の時間帯
① 丁度よい。 ② 遅い。 ③ 早い。

(1)	
(2)	
(3)	
(4)	
(5)	
(6)	

6 刑務作業関係について聞きます。

- (1) 作業をして良かったことは次のうちどれですか。三つまで選んでください。

- ① 勤労の習慣・意欲を身に付けることができる。
② 社会復帰後の就職に役立つ。 ③ 作業報奨金がもらえる。
④ 規律正しい生活習慣が身に付く。 ⑤ 忍耐力が身に付く。
⑥ 共同生活により協調性が身に付く。 ⑦ 気が紛れる。
⑧ 体を動かせる・健康によい。 ⑨ 時間が早く過ぎる。
⑩ その他 ⑪ 特になし

- (2) 作業に関して不満な点はどれですか。二つまで選んでください。

- ① 特になし ② 仕事をするこゝ自体が嫌い。
③ 社会復帰に役立たない作業が多い。 ④ 社会に貢献できる作業がない。
⑤ 作業の業種の希望を聞いてもらえない。
⑥ 刑務作業以外のことをもっとしたい。 ⑦ その他

- (3) 作業時間についてどう思いますか。一つ選んでください。

- ① 丁度よい。 ② 長い。 ③ 短い。

--

- (4) 作業報奨金についてどう思いますか。一つ選んでください。

- ① 今のままでいい。 ② 単価を上げてほしい。
③ 単価を下げてほしい。 ④ 報奨金はいらない。

--

7 職業訓練関係について聞きます。

- (1) 今回の受刑で職業訓練を受けましたか。一つ選んでください。

- ① 受けた。 ② 受けていない。

--

(2) (1)で職業訓練を受けた人と答えた人に聞きます。何の職業訓練を受けましたか。受けた訓練を三つまで選んでください。

- ① 金属関係（板金・機械・溶接・数値制御機械等）
- ② コンピュータ関係（情報処理技術・CAD技術等）
- ③ 建築・土木・測量関係（左官・土木・配管・建築・建設機械・建設
く体工事・建築塗装等）
- ④ 介護・福祉関係（ホームヘルパー等）
- ⑤ 自動車関係（自動車整備等）
- ⑥ 電気通信関係（電気通信設備等）
- ⑦ 販売・サービス関係（クリーニング・販売サービス・ビル設備管理等）
- ⑧ 理容・美容関係
- ⑨ 農業・園芸関係
- ⑩ 調理関係
- ⑪ その他の訓練

(3) (1)で職業訓練を受けた人と答えた人に聞きます。
職業訓練を受けたことが社会復帰に役立つと思いますか。一つ選んでください。

- ① 役立つ。
- ② 役立たない。
- ③ どちらともいえない。

(4) 今回の受刑で職業訓練を受けなかった人に聞きます。職業訓練を受けなかった理由を一つ選んでください。

- ① 応募したが、選ばれなかった。
- ② 受けたくなかった。
- ③ 受けたい職業訓練がなかった。

(5) (4)で「③受けたい職業訓練がなかった。」と答えた人に聞きます。
どのような訓練があれば、受けたいと思いましたか。一つ選んでください。

- ① 金属関係（板金・機械・溶接・数値制御機械等）
- ② コンピュータ関係（情報処理技術・CAD技術等）
- ③ 建築・土木・測量関係（左官・土木・配管・建築・建設機械・建設
く体工事・建築塗装等）
- ④ 介護・福祉関係（ホームヘルパー等）
- ⑤ 自動車関係（自動車整備等）
- ⑥ 電気通信関係（電気通信設備等）
- ⑦ 販売・サービス関係（クリーニング・販売サービス・ビル設備管理等）
- ⑧ 理容・美容関係
- ⑨ 農業・園芸関係
- ⑩ 調理関係
- ⑪ その他の訓練

8 出所後の就労について聞きます。
出所後に就きたい（就くつもり）の仕事はどれですか。一つ選んでください。

- ① 理容・美容関係
- ② 金属製造関係
- ③ 建設・土木関係
- ④ 電気工事関係
- ⑤ 農業・園芸関係
- ⑥ 調理関係
- ⑦ コンピュータ関係
- ⑧ 自動車整備関係
- ⑨ 自動車運転関係
- ⑩ 福祉関係
- ⑪ 販売員（セールスマン、店員）
- ⑫ その他の仕事
- ⑬ 考えていない。
- ⑭ 働く予定はない。

9 就労支援について聞きます。

ハローワーク職員や分類の就労支援スタッフによる就労支援を受けた人に聞きます。

受けた就労支援のうち、あなたが一番役に立ったと思ったものはどれですか。二つ選んでください。

- ① ハローワーク職員の講話 ② ハローワーク職員の職業相談面接
③ 求人情報の提供 ④ 就労支援スタッフによる個別面接
⑤ 職業適性検査 ⑥ その他

--

10 教育関係について聞きます。

(1) 各種の教育（改善指導等）のうち、あなたが受けたものはどれですか。当てはまるものをすべて選んでください。

- ① 薬物依存離脱指導 ② 暴力団離脱指導 ③ 性犯罪再犯防止指導
④ 被害者の視点を取り入れた教育（グループ指導） ⑤ 交通安全指導
⑥ 就労支援指導 ⑦ 一般改善指導（犯罪被害者等による講演）
⑧ 一般改善指導（酒害指導，窃盗防止指導などグループによる指導）
⑨ 教科指導（小学校，中学校又は高校等の教科に準じた内容）
⑩ 高校卒業程度認定試験 ⑪ 通信教育
⑫ 篤志面接委員（篤面）の指導（面接，クラブ活動等）
⑬ 宗教教誨 ⑭ その他

(2) (1)で「受けた」と答えた教育（改善指導等）のうち、あなたが役に立ったと思ったものはどれですか。当てはまるものをすべて選んでください。

- ① 薬物依存離脱指導 ② 暴力団離脱指導 ③ 性犯罪再犯防止指導
④ 被害者の視点を取り入れた教育（グループ指導） ⑤ 交通安全指導
⑥ 就労支援指導 ⑦ 一般改善指導（犯罪被害者等による講演）
⑧ 一般改善指導（酒害指導，窃盗防止指導などグループによる指導）
⑨ 教科指導（小学校，中学校又は高校等の教科に準じた内容）
⑩ 高校卒業程度認定試験 ⑪ 通信教育
⑫ 篤志面接委員（篤面）の指導（面接，クラブ活動等）
⑬ 宗教教誨 ⑭ その他

(3) 図書（官本）について、どのように感じましたか。二つまで選んでください。

- ① 十分だった。 ② 種類が不足していて読みたい本が少なかった。
③ 古い本が多くて読みたい本が少なかった。 ④ 本を選ぶ機会が少なかった。
⑤ 本を選ぶ時間が短かった。 ⑥ 本に興味がないので、何も思わなかった。

11 医療関係について聞きます。

施設内の医療（診察）について、どのように思いますか。一つ選んでください。

- ①希望どおりの医療（診察）が受けられた。 ②早く診察してほしい。
③医師から十分に説明してほしい。 ④希望どおりの治療をしてほしい。
⑤希望どおりに薬を出してほしい。 ⑥その他

☐

12 制限区分について聞きます。

(1) 受刑目的を達成する見込みによって指定されていた制限区分（第〇種）について、関心を持っていましたか。一つ選んでください。

- ①関心を持っていた。 ②気にならなかった。

☐

(2) あなたの制限区分に応じて変更となった処遇の中で一番良かったと思うものを一つ選んでください。

- ①居室が変更になった。 ②身体等の検査が緩和された。
③中髪を認められた。 ④刑事施設外処遇が認められた。
⑤就寝時間を遅らせるなど生活時間が変更された。
⑥面会の立会いや場所が変更となるなど、外部交通が緩和された。
⑦その他 ⑧特になし

☐

13 優遇区分について聞きます。

(1) あなたの受刑態度によって指定されていた優遇区分（第〇類）について、どのように感じましたか。一つ選んでください。

- ①適当であった。 ②低かった。 ③高かった。

☐

(2) 優遇措置として一番良かったと思うものを一つ選んでください。

- ①特別な物品を貸与してもらえた。
②自弁で購入できる物品が増えた。
③面会回数・時間、信書の発信申請通数が増えた。
④自弁でし好品や食料などを購入して食べることができた。
⑤テレビを見たり、集会に参加することができた。
⑥その他 ⑦特になし

☐

14 施設の規則（きまり）についてどう感じましたか。一つ選んでください。

- ①厳しい。 ②もっと厳しいほうがよい。
③厳しくない。 ④特に何も感じない。

☐

15 懲罰関係について聞きます。

懲罰を受けたことがある人に聞きます。

(1) 懲罰についてどう感じましたか。一つ選んでください。

- ①当然であると思った。 ②不当であると思った。
③当然だと感じたことも、不当だと感じたこともあった。
④特に何も感じなかった。

☐

(2) (1)で「②不当であると思った。」又は「③当然だと感じたことも、不当だと感じたこともあった。」と答えた人に聞きます。

不当だと思っている内容はどれですか。当てはまるものをすべて選んでください。

- ① 反則行為の調査の方法 ② 懲罰の認定方法・理由
③ 懲罰期間の長さ ④ 懲罰の内容

(3) 懲罰を受けて、どのように考えましたか。一つ選んでください。

- ① 反省して、自分の生活を見直した。 ② 不満を感じた。
③ 反省して、自分の生活を見直したことも、不満を感じたこともあった。
④ 特に何も考えなかった。

--

16 不服申立て関係について聞きます。

不服申立てをしたことがある人に聞きます。不服申立ての結果についてどう思っていますか。一つ選んでください。

- ① 結果に満足している。 ② 結果が不満である。
③ 処理結果が分からないので不満である。
④ 処理結果が分からないので何とも言えない。
⑤ 特に何も感じない。

--

17 受刑生活関係について聞きます。

(1) 受刑生活で苦労したと思うことはどれですか。三つまで選んでください。

- ① 受刑者同士の関係 ② 家族との関係 ③ 職員との関係
④ 作業 ⑤ 各種の教育 ⑥ 医療
⑦ 釈放後の生活設計 ⑧ 面会・手紙 ⑨ 賠償
⑩ 被害者や被害者家族との関係 ⑪ 仮釈放になるための面接・手続き
⑫ 所内での不服申立て・訴訟 ⑬ 規律 ⑭ 取調べ・懲罰
⑮ 自由がない・好きなことができないこと ⑯ その他
⑰ 特になし

(2) 受刑生活で良かったことはどれですか。三つまで選んでください。

- ① 刑務作業(職業訓練) ② 各種の教育 ③ 講演
④ 面会・手紙・差入れ ⑤ 俳句等の創作活動 ⑥ 読書
⑦ 食事 ⑧ 運動 ⑨ 入浴
⑩ テレビ・ラジオ視聴 ⑪ 映画鑑賞 ⑫ クラブ活動
⑬ 囲碁・将棋等の趣味 ⑭ 演芸等の慰問 ⑮ 演芸・スポーツ大会
⑯ その他 ⑰ 特になし

(3) 今回の受刑生活で得られたものはどれですか。三つまで選んでください。

- ① 罪を償えた。 ② 自分の問題を見つめなおせた。
 ③ 被害者に対する謝罪、被害弁償等の気持ちが生まれた。
 ④ 二度と犯罪をしない決意ができた。 ⑤ 忍耐力が付いた。
 ⑥ 二度と犯罪をしない方法（生活のしかた、出所後の相談先等）がわかった。
 ⑦ 家族のありがたさが分かった。 ⑧ 家族との関係が改善した。
 ⑨ 人との付き合い方を学んだ。 ⑩ 働く習慣ができた。
 ⑪ 免許・資格、その他職業技能が身に付いた。
 ⑫ 読書や勉強の習慣ができた。 ⑬ 健康になった。
 ⑭ 暴力団を離脱する決意ができた。 ⑮ 出所後の人生に希望が持てた。
 ⑯ その他 ⑰ 特になし

18 出所後の生活について不安に感じていることはありますか。二つまで選んでください。

- ① 帰住先がないこと。 ② お金（所持金や借金等）に関すること。
 ③ 仕事に関すること。 ④ 家族との関係に関すること。
 ⑤ 医療や健康に関すること。 ⑥ 頼れる相手がいないこと。
 ⑦ 入所前の人間関係（共犯者、暴力団等）に関すること。
 ⑧ 被害者に対する謝罪、被害弁償等に関すること。
 ⑨ 二度と犯罪をしない方法（生活のしかた、出所後の相談先等）に関すること。
 ⑩ その他 ⑪ 特になし

19 出所後の生活のために刑務所でしてほしいことは何ですか。二つまで選んでください。

- ① 就労支援 ② 職業訓練
 ③ 帰住先（引受人）の調整 ④ 福祉サービスの調整
 ⑤ 再犯しないための教育（改善指導等）
 ⑥ その他社会復帰に必要な知識・技術の教育
 ⑦ 工場や居室の担当職員による面接指導・相談
 ⑧ 分類や教育の担当職員による面接指導・相談
 ⑨ 就労や福祉の専門の職員による面接指導・相談
 ⑩ 篤志面接委員、教誨師など部外者による面接指導・相談
 ⑪ 自分で勉強できる時間の増加
 ⑫ その他 ⑬ 特になし

※ アンケートは以上で終わりです。

委託費の減額について

1 違約金

民間事業者の責めに帰すべき事由により、要求水準等の内容を満たしていない又は業務実施要領に従い適正に業務を実施していないと判断される場合において、下表の「対象となる事実」が発生したときは、民間事業者は国に対し、発生回数1回ごとに違約金を支払う。国は、原則として当該事象が発生した四半期の委託費からこれを相殺し、減額した委託費を支払う。

なお、違約金が支払われる原因となった事実により、国に当該違約金の額を超える損害が発生した場合には、当該違約金に加えて、民間事業者は当該損害を賠償する義務を負う。

	対象となる事実	違約金の算定方法
①	逃走事故の発生（ただし、逃走の罪が成立した事案に限る。）	3 % × 四半期の委託費（食料費及び健康診断費を除く。以下同様）
②	火災の発生	3 % × 四半期の委託費
③	被収容者の自殺事故の発生（ただし、既遂事案に限る。）	1.5 % × 四半期の委託費
④	被収容者による危険物、持ち込み制限物品の取得（ただし、被収容者が武器及び覚せい剤等の薬物を取得した場合に限る。）	1.5 % × 四半期の委託費
⑤	施設の保安に係る情報及び被収容者（出所した者を含む。）の個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損（ただし、悪意又は重大な過失によるものに限る。）	1.5 % × 四半期の委託費
⑥	国への報告義務違反（ただし、悪意又は重大な過失により、違約金及び減額ポイントの対象となる事実を報告しなかった場合に限る。）	3 % × 四半期の委託費
⑦	全部又は一部の業務の不履行（ただし、合理的な理由なく履行しなかった場合に限る。）	3 % × 四半期の委託費
⑧	刑務作業又は職業訓練実施中における受刑者に死亡又は重度の障害が生じる事故の発生	3 % × 四半期の委託費

⑨	契約書に定める「第三者委員会」において合意された事項に関し、不履行・履行遅延が生じている場合	1%×四半期の委託費
⑩	悪意により、上記①から⑤及び⑧の事実を発生させようとした場合	1%×四半期の委託費

2 減額ポイントの蓄積に基づく減額

民間事業者の責めに帰すべき事由により、要求水準等の内容を満たしていない又は業務実施要領に従い適正に業務を実施していないと判断される場合において、（１）の事実が発生したときには、国は、減額ポイントを計上し、四半期ごとに累積状況に応じて計算した金額を、当該四半期の委託費から相殺することとし、減額した委託費を支払う。

ただし、業務開始初年度において減額ポイントの対象となる事実が発生したときには、減額はしない。

なお、減額ポイントが計上される事実により、国に委託費の減額を超える損害が発生した場合には、当該委託費の減額に加えて、民間事業者は当該損害を国に賠償する義務を負う。

（１）減額ポイントの対象となる主な事実

減額ポイントが計上される主な事実とは次の事実をいい、詳細は契約締結後に、民間事業者の提案内容等を踏まえ決定する。

【共通】

- 要求水準又は業務実施要領に従って業務を遂行するよう国から指示を受けたにもかかわらず、指示に従わないこと
- 誤った指示、指導又は指示等の懈怠による、職員、被収容者等への傷害事故の発生
- 文書の紛失
- 施設の保安に係る情報や被収容者（出所した者を含む。）の個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損

【施設維持管理業務】

- 点検の懈怠、保守管理の不備等による、職員、被収容者等への傷害事故の発生
- センター長又はセンター長から指示を受けた国の職員の改善指示を受けた後に合理的な理由なく24時間以上施設又は設備を利用できないこと（24時間経過ごとに減額ポイントを10ポイント計上する。）

【総務】

- 訴訟関係書類を適切に処理しなかったことによる、国又は被収容者等への損害の発生

【収容関連サービス業務】

- 食中毒の発生

【警備】

- 被収容者による危険物、持込制限物品の取得（ただし、被収容者が武器又は覚せい剤などの薬物を取得した場合を除く。）

【作業】

- 計画された時間及びカリキュラムに従って実施しないこと（合理的な理由なく遅延した場合は3ポイントを計上する。ただし、合理的な理由なく1時間以上遅延した場合は10ポイントを計上する。）

【教育】

- 計画された時間及びカリキュラムに従って実施しないこと（合理的な理由なく遅延した場合は3ポイントを計上する。ただし、合理的な理由なく1時間以上遅延した場合は10ポイントを計上する。）
- 各種プログラムを実施する専門スタッフが休職又は辞職した場合に、他の専門スタッフを国に紹介しないこと（専門スタッフの休職又は辞職後、他の専門スタッフを国に紹介しない期間が1週間経過するごとに減額ポイントを3ポイント計上する。ただし、その休職等が4週間前以前に予測できなかった合理的な理由がある場合には、減額ポイントの計上を4週間猶予する。また、国と協議の上、代替措置を講じた場合を除く。）

【医療】

- 受刑者等の入所時の健康診断を実施せず、又は前回受診から1年以内の健康診断を実施しないこと（受刑者1名につき、1ポイントを計上する。ただし、1実施日における減額ポイントの計上は10ポイントを上限とする。）

【分類事務支援】

- カウンセリング・心理検査等の結果の未報告（発生1件につき3ポイントを計上する。）

（2）減額ポイントの積算

減額ポイントは、各事実が1回発生するごとに10ポイントを上限として計上する。
なお、減額ポイントの計上は、四半期ごととし、翌四半期には持ち越さない。

（3）減額ポイントの支払額への反映

四半期ごとの減額ポイントの合計を計算し、下表に従って減額率を定める。

四半期の減額ポイントの 合計 (x)	委託費の減額率 (y)
150 以上	2.5%以上の減額 (10 ポイントにつき 0.4%の減額) $y = 0.04 \times (x - 150) + 2.5$
100～149	1.5%以上 2.5%未満の減額 (10 ポイントにつき 0.2%の減額) $y = 0.02 \times (x - 100) + 1.5$
50～99	1 %以上 1.5%未満の減額 (10 ポイントにつき 0.1%の減額) $y = 0.01 \times (x - 50) + 1$
0～49	0% (減額なし)

(4) 減額ポイントの軽減措置

全業務運営開始後一定期間にわたり、違約金の支払又は減額ポイントの蓄積による減額がない場合には、国は、その翌月以降の 1 回当たりの減額ポイントについて、違約金の支払又は減額がない期間に応じて下表のとおりに軽減することとする。この場合において、違約金の支払が発生したとき又は減額ポイントとの合計が上記 (3) に規定する減額の対象となる水準に達したときは、国は、当該軽減措置を取り消し、その翌月より上記 (2) に規定するポイントを適用することとする。

違約金の支払又は 減額がない期間	1 回当たりのポイント	左記ポイントの適用期間
24 ヶ月連続	各月の合計点の 90%の点数 を適用する。	25 ヶ月～48 ヶ月
48 ヶ月連続	各月の合計点の 80%の点数 を適用する。	49 ヶ月～60 ヶ月
60 ヶ月以上連続	各月の合計点の 70%の点数 を適用する。	61 ヶ月目以降

※ 小数点以下は切り捨てる。

また、民間事業者の本施設の運営等において、以下のような顕著な功績等があった

場合には、国は、当該功績等の内容に応じて、各事実の発生１件につき最大１０ポイントの範囲内で功績ポイントを付与することができる。功績ポイントは減額ポイントと相殺することができる。

- 要求水準等に定める範囲の事務について、特に優れた業務遂行により、本施設の良い運営に寄与した場合
- 要求水準等に定める範囲を超える貢献により、本施設の良い運営に寄与した場合
- 地域への貢献等により、本施設の良い運営に寄与した場合
- その他の特段の事情がある場合